

第 1 章

山形県労働委員会の概要

第 1 節 組織・権限・運営

第 1 組 織

県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項の規定により設置されている県の機関であり、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）各5人、計15人の委員で組織されている。

使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は公平中立で、学識や経験の豊かな人の中から使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命する。任期は2年である。

労働委員会は、労働関係調整法第10条の規定により、労働争議の解決を図るため、学識経験を有する者をあっせん員候補者として委嘱している。

また、労働委員会には、その事務の処理にあたる事務局が設置され、事務局長以下の職員が配置されている。

第 2 権 限

1 県労働委員会の職務権限は、労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）によって、次のように定められている。

- （1）労働組合の資格審査（労組法第5条、第11条）
- （2）不当労働行為の審査（労組法第7条、第27条）
- （3）労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
- （4）事務を行うために必要な強制権限（労組法第22条）
- （5）争議行為発生届の受理（労調法第9条）
- （6）労働争議のあっせん（労調法第10条～第16条、地公労法第4条）
- （7）労働争議の調停（労調法第17条～第28条、地公労法第14条）
- （8）労働争議の仲裁（労調法第29条～第35条、地公労法第15条）
- （9）特別調整委員に関する意見又は同意（労調法施行令第1条～第1条の10）
- （10）公益事業に関する争議行為予告通知受理（労調法第37条）
- （11）労調法第37条違反に対する公訴請求（労調法第42条、同法施行令第11条）
- （12）地方公営企業体等職員の結成する労働組合に関わる非組合員の範囲の認定、告示（地公労法第5条）

2 平成13年10月1日から地方自治法第180条の2の規定により知事から委任を受けて、個別労働関係紛争のあっせんを行っている。

第3 運 営

労働委員会は、民間から選ばれた公・労・使の三者構成による合議制の行政機関であり、毎月開催する定例総会において、全般的な議題が処理される。

具体的な事案によって、調停委員会、仲裁委員会が設けられることがあり、あっせんは、あっせん員候補者の中から会長が指名した者がこれにあたる。

また、労働委員会規則第9条第1項に規定する事項（前掲「権限」の（１）、（２）、（11）、（12））は、公益委員会議において処理される。

なお、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による全国及び地域別（北海道及び東北）の連絡協議会等が設置され、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理に必要な統一と調整を図っている。

第2節 委 員

第48期委員（任期 令和5年3月22日～令和7年3月21日）

令和6年12月31日現在

区分	氏 名	現 職	備 考
公益委員	◎山 上 朗	弁 護 士	7 期 再 任
	○村 山 永	弁 護 士	5 期 再 任
	阿 部 未 央	東 北 学 院 大 学 教 授	5 期 再 任
	大 泉 享 子	社会福祉法人山形県社会福祉事業団監事	3 期 再 任
	吉 原 元 子	山 形 大 学 准 教 授	2 期 再 任
労働者委員	渡 部 貴 之	自 治 労 山 形 県 本 部 執 行 委 員 長	3 期 再 任
	舩 山 整	連 合 山 形 会 長	新 任
	高 橋 明 里	連 合 山 形 女 性 委 員 会 参 与	新 任
	出利葉 康 隆	U A ゼンセン山形県支部支部長	新 任
	近 藤 雅 彦	東北電力労働組合山形県本部委員長	新 任
使用者委員	石 堂 栄 一	酒 田 商 工 会 議 所 参 与	6 期 再 任
	丹 哲 人	（一社）山形県経営者協会専務理事	6 期 再 任
	高 橋 紀美子	（株）秀電社代表取締役会長	5 期 再 任
	石 原 信 義	山形パナソニック（株）取締役執行役員 管理センター長（兼）人財戦略部長	5 期 再 任
	大 風 亨	（株）大風印刷代表取締役社長	4 期 再 任

※◎印 会 長
○印 会長代理

第3節 あっせん員候補者

令和6年12月31日現在

氏 名	現 職
山 上 朗	山形県労働委員会会長 弁護士
村 山 永	山形県労働委員会会長代理 弁護士
阿 部 未 央	山形県労働委員会委員 東北学院大学教授
大 泉 享 子	山形県労働委員会委員 社会福祉法人山形県社会福祉事業団監事
吉 原 元 子	山形県労働委員会委員 山形大学准教授
渡 部 貴 之	山形県労働委員会委員 自治労山形県本部執行委員長
船 山 整	山形県労働委員会委員 連合山形会長
高 橋 明 里	山形県労働委員会委員 連合山形女性委員会参与
出 利 葉 康 隆	山形県労働委員会委員 U Aゼンセン山形県支部支部長
近 藤 雅 彦	山形県労働委員会委員 東北電力労働組合山形県本部委員長
石 堂 栄 一	山形県労働委員会委員 酒田商工会議所参与
丹 哲 人	山形県労働委員会委員 (一社) 山形県経営者協会専務理事
高 橋 紀 美 子	山形県労働委員会委員 (株) 秀電社代表取締役会長
石 原 信 義	山形県労働委員会委員 山形パナソニック (株) 取締役 執行役員 管理センター長(兼)人財戦略部長
大 風 亨	山形県労働委員会委員 (株) 大風印刷代表取締役社長
鈴 木 和 枝	山形県労働委員会事務局長
木 村 治 彦	山形県労働委員会事務局審査調整課長

第 4 節 事務局組織一覽

令和6年4月1日現在

